

国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期目標変更(案)の概要

1 現行中長期目標の全体構成(★が変更しようとする部分を示す)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

★ (柱書き)

★1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化

★別紙1 NICTに係る政策体系図

★2. 法人の現状と課題

3. 法人の役割(ミッション)

★別紙2 NICTの使命等と目標との関係

II. 中長期目標の期間

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 重点研究開発分野の研究開発等

- (1) 電磁波先進技術分野
- (2) 革新的ネットワーク分野
- (3) サイバーセキュリティ分野
- (4) ユニバーサルコミュニケーション分野
- (5) フロンティアサイエンス分野

★2. 分野横断的な研究開発その他の業務

- ★ (1) Beyond 5Gの推進
- (2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化
- ★ (3) 戰略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出
- (4) 知的財産の積極的な取得と活用
- (5) 戰略的な標準化活動の推進
- (6) 研究開発成果の国際展開の強化
- (7) 国土強靭化に向けた取組の推進
- (8) 戰略的ICT人材育成
- (9) 研究支援業務・事業振興業務等

3. NICT法第14条第1項第3号から第5号までの業務

★別紙3 NICTの評価軸等

IV. 業務運営の効率化に関する事項

★3. テレワーク等による働き方改革及び業務の電子化の促進

V. 財務内容の改善に関する事項

VI. その他業務運営に関する重要事項

注 別紙は実際には末尾に付けられているが、本資料では便宜上本文の関連部分に配列した。

2 各変更部分の説明

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

★(柱書き)

⇒概ね機構法第 4 条(機構の目的)を引用していたものの、同条に規定されている「高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、」は主要な項目としての記載は行っていなかった。今回基金が恒久化し、資金配分もより重要な項目となることから追記する。

★1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化

★別紙1 NICT に係る政策体系図

⇒Beyond 5G が無線分野のみを中心としたものではなくなったことから、幅広く情報通信インフラとして読めるよう、修文する。

⇒今回法改正・新基金導入の背景となった、令和 4 年 6 月情報通信審議会中間答申「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方 一強靭で活力のある 2030 年代の社会を目指してー」(B5G 中間答申)につきそれぞれ追記する。

★2. 法人の現状と課題

⇒今回、恒久的な新基金を造成することから、基金の目的を踏まえ、その適正な管理・運用及び研究開発成果を最大化する体制の整備について追記する。

★別紙2 NICT の使命等と目標との関係

⇒(使命)欄に上記(柱書き)の変更点を、(環境変化)欄に上記 2.の変更点をそれぞれ追記する。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

★2. 分野横断的な研究開発その他の業務

⇒ B5G 中間答申を踏まえた新基金の内容について追記する。

★(1) Beyond 5G の推進

ア 柱書き

⇒B5G 中間答申を踏まえて追記する。また、その中の研究開発戦略に技術課題が示されたため、「要素技術等(超高速・大容量、超低遅延、超多数同時接続、自律性、拡張性、超安全・信頼性、超低消費電力等)」を削る。

⇒Beyond 5G 推進戦略において、「研究開発集中取組期間(先行的取組フェーズ)」は 2025 年までとしており中長期目標期間と一致していたが、今般、B5G 中間答申において「2027 年頃まで」に拡充されたことから、誤解を避けるため表現を修正する。

⇒総務省では、従来基金で策定した「研究開発方針」に当たる文書を、新基金については研究開発に社会実装等の促進を含む内容に拡充した「基金運用方針」として新たに策定する予定である。従って、本中長期目標上でも「研究開発方針」を「基金運用方針

等」に改める(従来基金については「研究開発方針」を適用するが、それは「等」で読む)。

イ <公募型研究開発プログラム>の項

⇒現行基金を「①革新的情報通信技術研究開発推進基金等(Beyond 5G 研究開発促進事業)(令和2年度第三次補正予算から令和4年度当初予算まで)」、新基金を「②情報通信研究開発基金(令和4年度第二次補正予算以降)」としてそれぞれ項立てする。

⇒①については、研究開発の終了(令和4年度末)以降、令和5年度内に行われる最終的な報告等について追記する。

⇒②については、新基金の設置趣旨に基づき、事業の進め方、評価、研究開発マネジメント及び研究開発成果の社会実装・海外展開の促進に向けた取組について追記する。

★(3) 戰略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出

⇒テストベッドについて、構築から活用の段階に移ったことから、構築したテストベッドの利用拡大について追記する。

★別紙3 NICT の評価軸等

⇒上述の本文の変更を踏まえ、III. 2. 分野横断的な研究開発その他の業務に関し、次のとおり追記する。

・「(1) Beyond 5G の推進」に関し、新基金について、評価指標として社会実装・海外展開の促進など、研究開発の成果の最大化に向けた取組状況を、モニタリング指標として特許出願件数や会合開催件数・出席者数等をそれぞれ追記する。

・「(6) 研究開発成果の国際展開の強化」のモニタリング指標のうち、テストベッド利用件数についてNICT外の利用件数及び利用者(機関)数を追記するとともに、重複した表現を削除する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

★3. テレワーク等による働き方改革及び業務の電子化の促進

⇒「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日、デジタル大臣決定)を受けた修正について、第37回情報通信研究機構部会(令和4年7月14日)に報告したとおり追記したところであるが、今回さらに技術的修正を行う。